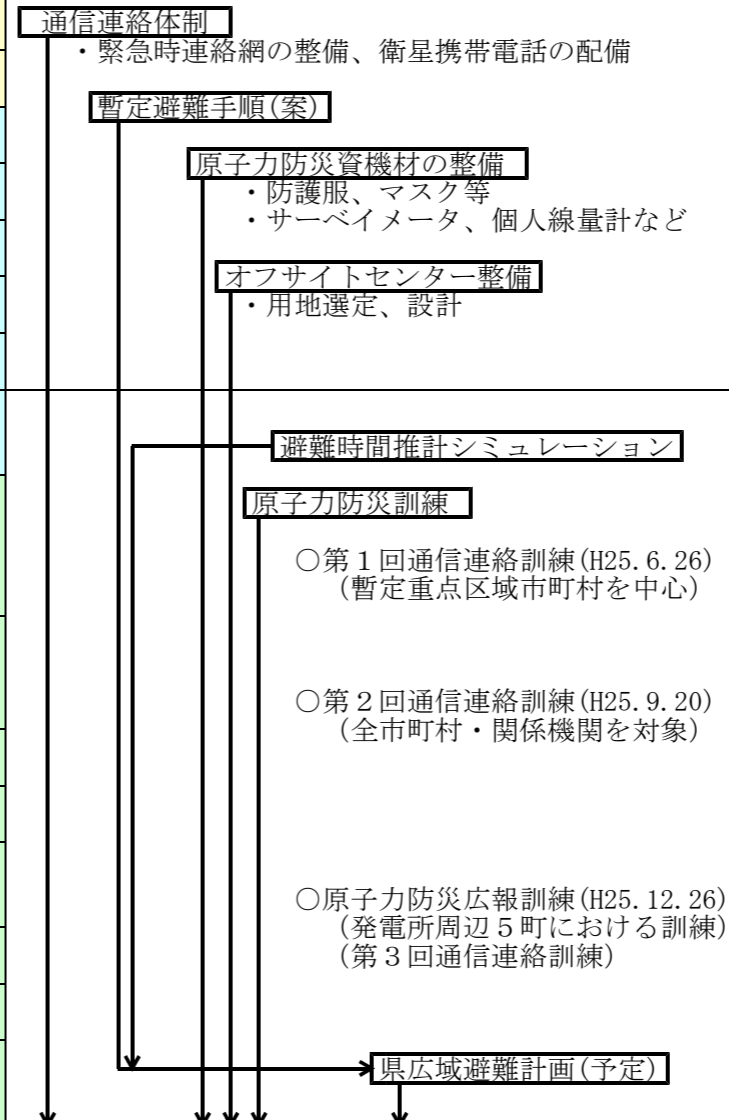


原子力災害後の原子力防災対策の取組

福島県原子力安全対策課
平成26年1月24日

1 地域防災計画原子力災害対策編の修正と取組

年度	年月日	地域防災計画原子力災害対策編の修正	計画に基づく県の取組	原子力防災にかかる国の主な動きほか
22	平成23年3月11日	東日本大震災・原子力災害発生		
23	12月～平成24年3月	初動対応の検証	災害対応に係る関係機関への書面及び聞き取りによる調査	
24	4月～9月	初動対応の検証(H24.10.9公表)		
	9月	ステップ1 初動検証結果等を踏まえた見直し (主な内容) ○重点区域の暫定拡大6町(10km) ⇒13市町村(全域) ○通報体制の強化 多重化、連絡員派遣 ○初動対応の強化 大地震・大津波で即時に原子力班を設置	防災会議原子力防災部会(平成24年度第1回)(H24.9.5)	原子力災害対策指針を策定(H24.10.31)
	10月		パブリックコメント(市町村等意見照会)(H24.10.5～11.5(10.26))	
	11月		原子力規制委員会において防災対策に関し県が意見(H24.10.17) (①本県の実情を踏まえた災害対策指針の策定、②自治体の役割や関与の明確化、③応急対策における財源・人材の確保の仕組みの整備を要望)	
	12月		防災会議原子力防災部会(平成24年度第2回)(H24.11.21) 防災会議(平成24年度第1回)(H24.11.29) 内閣総理大臣報告(災害対策基本法第40条第4項)(H24.12.3)	
	平成25年1月	ステップ2 指針を踏まえた防護対策基準等の設定 (主な内容)(※) ○即時避難区域等設定 PAZ:5km,UPZ:重点区域 ○初動対応基準の設定 EAL:3区分 ○防護対策基準の設定 OIL:放射線等実測値 ○緊急輸送の支援	原子力防災部会ワーキンググループ(H25.1.10)	原子力災害対策指針を改正(即時避難区域、初動対応基準及び防護対策基準等の設定)(H25.2.27)
	2月		防災会議原子力防災部会(平成24年度第3回)(H25.2.4)	
	3月		パブリックコメント(市町村等意見照会)(H25.2.12～H25.2.26) 防災会議原子力防災部会(平成24年度第4回)(H25.3.15) 防災会議(平成24年度第2回)(H25.3.26) 内閣総理大臣報告(災害対策基本法第40条第4項)(H25.5.2)	
25	5月			
	6月	ステップ3 改正指針を踏まえたモニタリング実施体制の見直し (主な内容) ○緊急時モニタリング実施体制の強化 ・緊急時モニタリングセンターの設置支援 ・対象区域を全県に拡大 ・実施体制の拡充 保福部、農水部の参加 ・現地(OFC)におけるデータ公表	原子力防災部会ワーキンググループ(H25.10.25)	原子力災害対策指針を改正(緊急時モニタリング体制等)(H25.6.5) 災害対策基本法一部改正(H25.6.21) 原子力災害対策指針を改正(EAL要件)(H25.9.5)
	9月		防災会議原子力防災部会(平成25年度第1回)(H25.11.25)	
	10月		パブリックコメント(市町村等意見照会)(H25.12.6～H26.1.6)	
	11月			
	12月			
	平成26年1月		防災会議原子力防災部会(平成25年度第2回)(H26.1.24)	
	2月(予定)		防災会議(平成25年度第1回)	
	3月			



(※) PAZ、UPZ、EAL及びOILについては、裏面の「IV参考(防護対策にかかる用語)」を参照。

2 原子力防災資機材等の整備について

県は、県地域防災計画原子力災害対策編に基づき、原子力災害対策を充実・強化するため、平成24年度から暫定的な重点区域内の13市町村及び関係機関に対し、通信機器の整備、防災資機材の整備等を進めている。

I 通信連絡体制の強化

1 衛星携帯電話

- (1) 目的
原子力災害時において一般電話等が利用できない場合の通信手段
- (2) 整備状況
(整備済み) 13市町村、県(原子力安全対策課、相双地方振興局及び原子力センター)
(25年度整備) 消防本部(伊達、郡山、いわき、双葉、相馬)、県地方振興局(県北・県中・いわき)
- (3) 整備数
13市町村、原子力安全対策課 : 各2台
消防本部、県地方振興局、原子力センター : 各1台

2 原子力防災緊急時連絡網

- (1) 目的
原子力災害時における専用連絡網として整備。電話、ファクシミリによる一斉連絡や国等との通信を行う。また、一部機関にはTV会議システムを整備する。
- (2) 整備内容
 - ① 電話及びファクシミリ(専用回線敷設)
(整備済み) 双葉町を除く12市町村、双葉消防本部及び県(県警災害対策課、原子力安全対策課)
(25年度整備) 双葉町、地方振興局(県北・県中・いわき)、消防本部(伊達、郡山、いわき、相馬)、原子力規制庁福島第一原子力規制事務所、同第二原子力規制事務所
 - ② TV会議システム
(整備済み) いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村
(25年度整備) 原子力規制庁福島第一原子力規制事務所、同第二原子力規制事務所
(帰還時期を踏まえ整備) 富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、浪江町、飯館村
 - ③ 国との衛星通信回線の整備
(25年度整備) 国(原子力規制庁等)と県(災害対策本部)との間を衛星通信回線により多重化

II 原子力防災資機材の整備について

- (1) 整備対象
暫定重点区域13市町村と県・関係機関
- (2) 整備数
・防護服等は、原子力防災業務に従事する人数を基本として算定
・屋内退避や避難等が3日間ですべてできることを想定し、3日間分を備蓄
・3日目以降の活動資機材は調達
- (3) 整備期間
平成24年度から5年間で計画的に整備
- (4) 整備する資機材(例)
 - ア 保護具セット(不織布防護服、手袋、靴カバー等)
 - イ ゴム長靴
 - ウ 半面保護マスク及び吸収缶
 - エ 除染キット
 - オ ハンドマイク
 - カ 資機材保管庫(ロッカー)
 - キ 個人線量計
 - ク GM管式サーベイメータ
 - ケ シンチレーション式サーベイメータ
 - コ 広報用車両、資機材運搬車両

III その他

- 1 簡易サーベイメータの整備
 - (1) 目的
避難所等に配備し、住民が容易に空間放射線量率を把握できるようにするもの。
 - (2) 整備対象
暫定重点区域13市町村の避難所等
 - (3) 整備数
避難所等の設置数の合計(約1100箇所)
 - (4) 整備時期
25年度内予定

IV 参考(防護対策にかかると用語)

	略語	内容
区域	PAZ	(Precautionary Action Zone) 「予防的防護措置を準備する区域」 (施設から5km範囲)
	UPZ	(Urgent Protective Action Planning Zone)「緊急防護措置を準備する区域」 (施設から30km範囲)
基準	EAL	(Emergency Action Level) 「緊急時活動レベル」(原子力施設の状況に応じた緊急事態の区分)
	OIL	(Operational Intervention Level) 「運用上の介入レベル」(測定器による実測値に基づき判断する基準値)

EAL	<p>【原子力施設の状況】に基づき、避難等の必要性を判断する基準(3段階)(当面の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒事態(PAZの避難準備開始) (例)震度6弱以上、大津波警報、重大トラブルなど ●施設敷地緊急事態(PAZの要援護者の避難等) (例)原子炉冷却材の漏えい、全交流電源喪失、原子炉内水位の低下、全冷却機能の喪失など 原災法第10条通報 ●全面緊急事態(PAZ住民避難、UPZの防護対策の準備開始) (例)全非常用炉心冷却装置の注水不能、全非常用直流電源の喪失、炉心溶融を示す温度等の検知など 原災法第15条事象
-----	--

OIL	<p>【実測値】に基づき、屋内退避等の必要性を判断するための基準(緊急時当初に適用)</p> <p>○緊急防護措置 <OIL1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>500μSv/h</td> <td>数時間内に避難、屋内退避等</td> </tr> </tbody> </table> <p><OIL4></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>皮膚表面計数率</td> <td>40000cpm 13000cpm (1カ月後)</td> <td>除染</td> </tr> </tbody> </table> <p>○早期防護措置 <OIL2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>20μSv/h</td> <td>屋外で生産された食品の摂取制限、住民等の1週間程度内の一時移転</td> </tr> </tbody> </table> <p>○飲食物摂取制限 <飲食物に係るスクリーニング基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実測値</th> <th>防護措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>0.5μSv/h</td> <td>飲食物測定を実施すべき地域を特定する基準</td> </tr> </tbody> </table> <p><OIL6>(抜粋)(1週間内を目途に制限を迅速に実施)【実測値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射性ヨウ素</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td>300Bq/kg以上</td> </tr> <tr> <td>野菜類</td> <td></td> <td>2000Bq/kg以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射性セシウム</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水・牛乳等</td> <td></td> <td>200Bq/kg以上</td> </tr> <tr> <td>野菜類、穀類、肉・卵・魚・他</td> <td></td> <td>500Bq/kg以上</td> </tr> </tbody> </table>		実測値	防護措置	空間放射線量率	500μSv/h	数時間内に避難、屋内退避等		実測値	防護措置	皮膚表面計数率	40000cpm 13000cpm (1カ月後)	除染		実測値	防護措置	空間放射線量率	20μSv/h	屋外で生産された食品の摂取制限、住民等の1週間程度内の一時移転		実測値	防護措置	空間放射線量率	0.5μSv/h	飲食物測定を実施すべき地域を特定する基準	放射性ヨウ素			飲料水		300Bq/kg以上	野菜類		2000Bq/kg以上	放射性セシウム			飲料水・牛乳等		200Bq/kg以上	野菜類、穀類、肉・卵・魚・他		500Bq/kg以上
	実測値	防護措置																																									
空間放射線量率	500μSv/h	数時間内に避難、屋内退避等																																									
	実測値	防護措置																																									
皮膚表面計数率	40000cpm 13000cpm (1カ月後)	除染																																									
	実測値	防護措置																																									
空間放射線量率	20μSv/h	屋外で生産された食品の摂取制限、住民等の1週間程度内の一時移転																																									
	実測値	防護措置																																									
空間放射線量率	0.5μSv/h	飲食物測定を実施すべき地域を特定する基準																																									
放射性ヨウ素																																											
飲料水		300Bq/kg以上																																									
野菜類		2000Bq/kg以上																																									
放射性セシウム																																											
飲料水・牛乳等		200Bq/kg以上																																									
野菜類、穀類、肉・卵・魚・他		500Bq/kg以上																																									